

# 八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2014年6月  
(平成26年)  
第36号

## 『無料で点検』に要注意！～点検商法の手口～

点検に来たと言って業者が訪問し、「布団にダニがいる」「屋根工事をしないと危険」などと言って消費者の不安をあおり、高額な商品やサービスを契約させる「点検商法」の被害が多数寄せられています。最近の主な相談事例として、ふとん類、床下換気扇、浄水器、消火器、屋根工事に関するものがあげられ、70歳以上の高齢者を中心に被害にあっています。

### 相談事例



突然「浄水器は点検が必要です。無料でできます」と電話があった。10年前に買った浄水器を使っており、無料ならよいと思い、来てもらうことにした。その日の夕方男性がきて、点検後、「サビだらけなので買い換えのほうがよい」と新しい浄水器の購入を勧めた。50万円と高額だったので断ったところ、「本社と交渉したら、特別に38万円になった」と迫られたため、契約してしまった。

### アドバイス

(契約する前)

- ・ 業者を安易に家の中に入れてはいけません。
- ・ 「特別に値引きする」など言葉巧みに契約を迫られても、その場で契約を断るべきです。 いったん帰ってもらい、家族や周囲の人に相談しましょう。必要な場合はきっぱり断ることも大切です。

(契約した後)

- ・ 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。
- ※クーリング・オフとは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間（8日または20日）であれば自由に契約を解除できる制度です。

困ったら、消費生活センターにご相談ください！



連絡先は裏面参照

((独) 国民生活センターHPから引用)

## イベントのお知らせ

### ■消費生活講座 『知っておきたい食品表示（JAS法）』を開催します

この講座では、生鮮食品の原産地の表示や袋詰め精米のブレンド米の表示、加工食品の原材料名などの表示について学びます。

日 時：平成26年7月30日（水）午後2時～4時

会 場：クリエイトホール 10階 第5学習室

対 象：市内在住・在勤・在学の方

定 員：20名（先着順）

費 用：無料

申し込み：7月2日（水）から電話、FAXまたは直接、消費生活センターへ（下記）。  
FAX送信時は、「食品」と氏名・電話番号を書いてください。



### ■『日本銀行 親子見学会』を実施します

夏休みに、親子で経済や金融について学びませんか。

見学やDVD上映を通じて日本銀行の仕事や建物、貨幣の歴史などを学びます。

実施日：平成26年8月13日（水）

集合時間：正午（解散は午後5時30分頃）

集合場所：クリエイトホール 西側出入口前

見学先：日本銀行（中央区日本橋本石町2丁目1番1号）

対 象：市内在住の小学5・6年生とその保護者

定 員：20組40名（応募者多数の場合は抽選）

費 用：無料

申し込み：往復はがきに「日本銀行親子見学会」、住所・保護者氏名（ふりがな）・  
児童氏名（ふりがな）・学年・電話番号を返信面にあて名を書いて7月  
16日（必着）までに消費生活センターへお申込みください。



## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

（相談専用）☎631-5455 ※相談は無料、秘密は厳守します。

※土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎ 631-5456 FAX 643-0025

